

姫宮神社本殿文化財調査報告書

平成 17 年 10 月 15 日

宮代町教育委員会 河井伸一

1) 調査理由

平成 17 年 5 月 21 日に行われた第 1 回文化財保護委員会にて文化財指定候補 8 件について審議が行われた。会議の際、姫宮神社本殿について建築史的な視点から、建立年代等を明らかにする必要があるとの決議に基づき、調査が計画された。

調査は、宮代町教育委員会事務局及び文化財保護委員の中に建築史学に精通するものがいなかったため、県指定文化財五社神社本殿等の調査で実績のある文化財工学研究所に依頼し実施した。基本的には、建築部材の絵様や木割などから年代を明らかにする作業を行った。なお、配置図については、平成 11 年 8 月に実施した姫宮神社古墳測量調査の実測図を、間取図については、教育委員会河井が平成 17 年 8 月 31 日に文化財工学研究所の調査の際、立ち会いながら作成した間取図から作成したものである。従って、建築的に正確な間取図ではないが規模等について凡そ分かることができると考えられる。

なお、墓股には十二支の彫刻が施されており（辰と戌を欠く）、その配置は実際の方位にはほぼ一致する。

2) 調査日時

現地調査 平成 17 年 8 月 31 日（水）10 時～14 時

報告書作成 平成 17 年 9 月 1 日～10 月 14 日（文化財工学研究所）

平成 17 年 10 月 14 日～15 日（教育委員会）

3) 場所

宮代町字姫宮 373 宗教法人姫宮神社 本殿

4) 調査者

宮代町教育委員会 河井伸一

株式会社文化財工学研究所 主任研究員 大島恒夫

5) 調査の結果

- (1) 姫宮神社配置図・姫宮神社本殿間取図（宮代町教育委員会）
- (2) 姫宮神社本殿建立年代に関する所見（株式会社文化財工学研究所）
- (3) 建造物現況調査票



姫宮神社 鳥居から拝殿



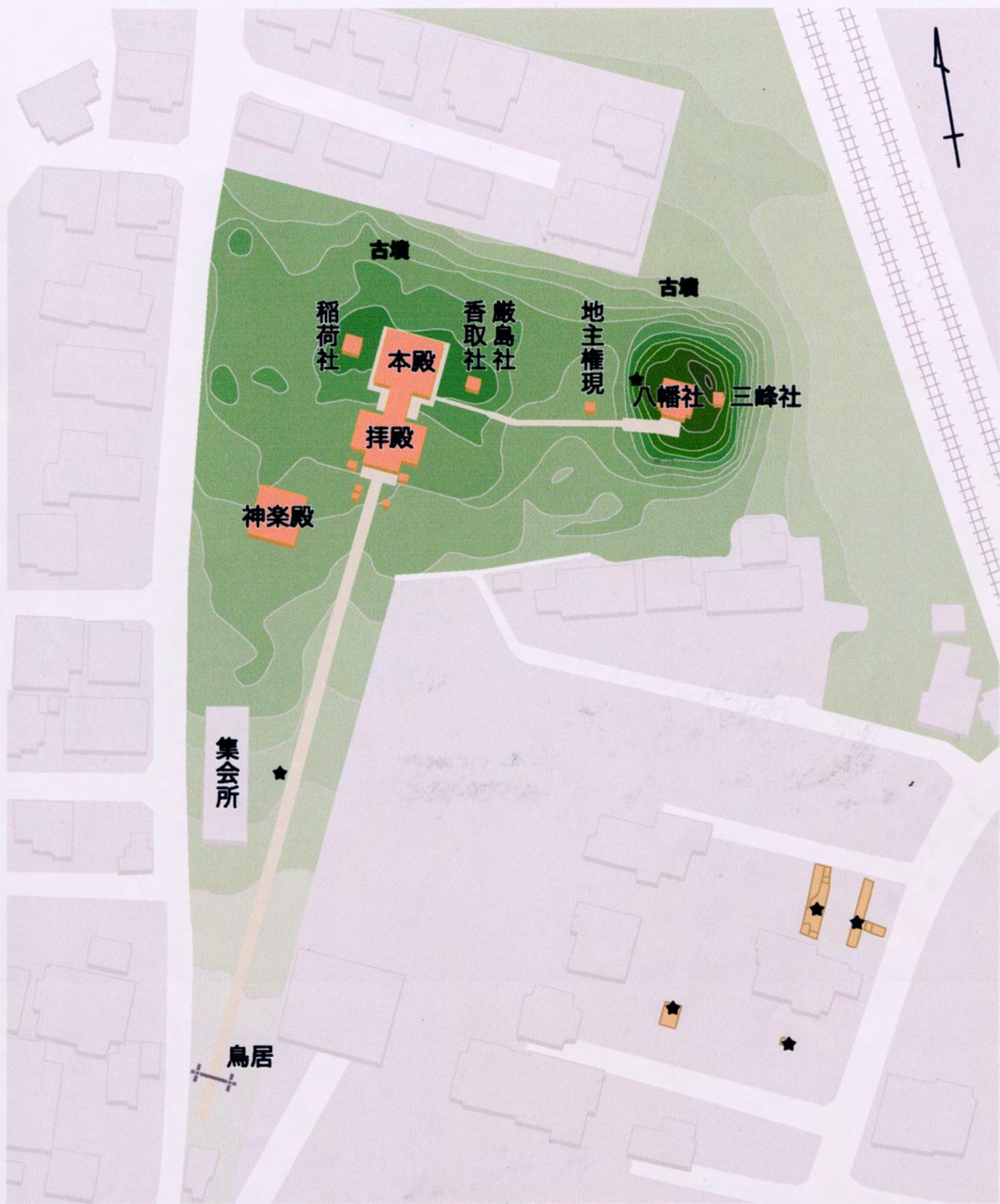
姫宮神社 拝殿



姫宮神社 本殿 南東側から

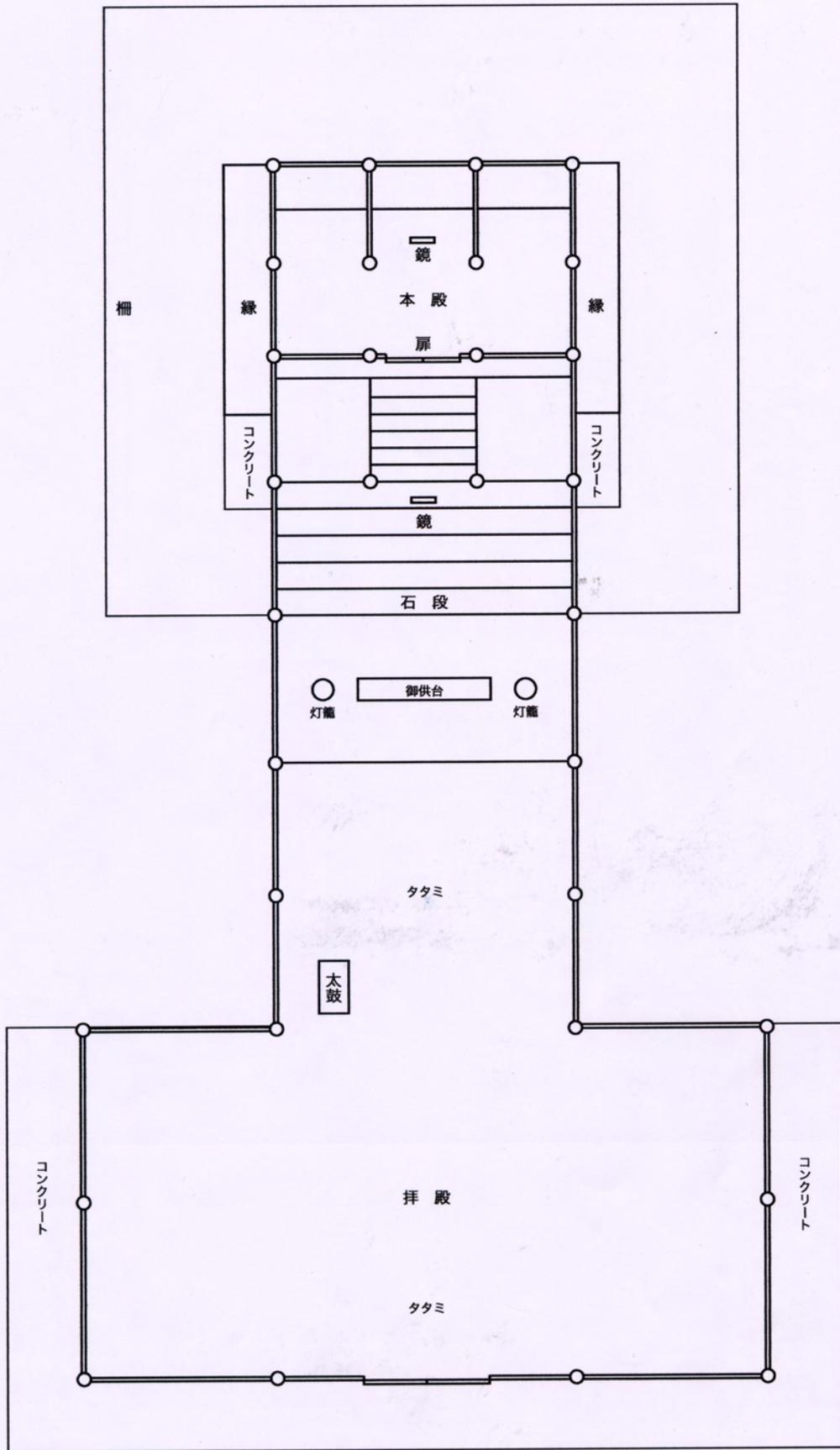


姫宮神社 本殿 東側から



★は埴輪出土地点

0 25m



姫宮神社本殿 建立年代に関する所見

平成17年9月30日

株式会社 文化財工学研究所

1. 調査の経緯

姫宮神社本殿は、背面側の基壇に「正徳五年」と刻されているが、これがその建立年代であるかは明らかでなかった。今回、社殿の絵様（「えよう」：部材に施された彫刻）や各部材部位の主要寸法を考察した結果、その建立年代は正徳5（1715）年である可能性が高いものと考えられた。以下にその詳細を述べる。

2. 調査と考察

(1) 絵様による考察

県内や近県において、その建立年代が正徳5（1715）年前後であることが確実な遺構を選んで、各部の絵様を比較した。今回比較の対象とした遺構は、与野氷川神社（さいたま市 宝永6（1709）年）、大悲願寺本堂（東京都あきる野市 元禄8（1695）年）、開光院表門（同 宝永3（1706）年）、広徳寺山門（同 享保5（1720）年）である。

正面虹梁の絵様は、宝永6（1709）年建立の与野氷川神社との共通性が見られる。



姫宮神社本殿 虹梁



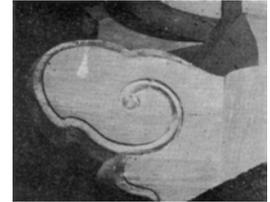
氷川神社（与野）本殿 虹梁 (*1)

拳鼻の渦紋も、与野氷川神社と共通性が見られる。また、都内では元禄8（1695）年の大悲願寺本堂（あ

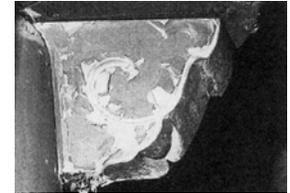
きる野市）や宝永3（1706）年の開光院表門（同）、享保5（1720）年の広徳寺山門（同）の木鼻などが意匠的に似通っている。



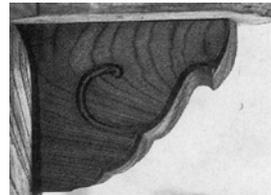
姫宮神社本殿
木鼻・拳鼻



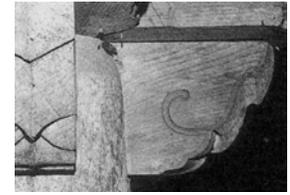
氷川神社（与野）本殿
拳鼻 (*1)



大悲願寺本堂 木鼻
(*2)



開光院本堂 木鼻
(*2)



広徳寺山門 木鼻
(*2)

以上より当本殿の絵様は、18世紀前半に建立された近傍の遺構と似通っており、基壇に刻された「正徳五（1715）年」がその建立年代である可能性が高いものだと判断された。

なお妻虹梁は、後の時代に見られる立浪の絵様を用いており、時代的に下がるようにも見受けられるが、細部を見ると繊細であることから、当時としては先駆的な意匠を採用したものと考えられる。

(2) 木割による考察

今回の調査においては、社殿の各柱間及び柱径、長押及び頭貫の成、垂木の下端及び成を実測し、その木割値を以下に示す木割書と比較して考察した。参照した木割書は、「匠明社記集」より「三間社の図」、「大

工規矩尺集」より「梯子七志ゆ疊三志や宮」である。

「匠明」は、慶長15(1610)年に、江戸幕府作事方大棟梁、平内家の秘伝書として書かれた権威ある木割書で、門外不出とされていたが、明暦元(1655)年には、同じ内容のものが「新編雛形」及び「新編武家雛形」として公開上梓されている。一方「大工規矩尺集」は、元禄13(1700)年に江戸日本橋の須原屋茂兵衛により木版本として発行されたものである。

【規模】

正面の三間の柱間の内、中央の柱間は4尺、垂木数は16枝である。これに対して脇の間は3.5尺14枝、妻の間は脇の間と同じく3.5尺(14枝相当)である。これらの枝数は、「大工規矩尺集」の記述に合致する。身舎の総垂木数は桁行で44枝、梁行で28枝となり、梁行は桁行の約63/100である。これに対して「匠明」の記述では、桁行38枝、梁行19枝でその比率は50/100となり、「大工規矩尺集」に比べて奥行き比率が小さい。梁行総間の中の間桁行寸法に対する比率も「大工規矩尺集」の175/100に対して、「匠明」では136/100となっており、全体的に「大工規矩尺集」の方が奥行きが広い。以上述べた通り、姫宮神社の枝数による平面計画が、「大工規矩尺集」による規定と寸分変わらず一致が見られることは、注目に値する。

【軸部】

当社殿の身舎柱の推定木割値は脇の間の16/100である。これは「大工規矩尺集」の数値に合致する。「匠明」では妻の間を基準に算出しており、その数値は妻の間総間の10/100である。姫宮神社の柱太さは妻の間総間の8/100であり、「匠明」より細い木割である。「大工規矩尺集」の妻の間総間に対する柱の太さの比率は、枝数で換算すると8/100であり、平面計画のみならず、すべての部材寸法を決定する際に基準となる柱の寸法についても「大工規矩尺集」との一致が見られる。

以上、建物の規模と柱の太さについて、その寸法体系を木割書と比較してみたが、今回比較した範囲では、「大工規矩尺集」の記述にすべて合致する。このことから、「大工規矩尺集」の影響が、発行から10年以上過ぎた正徳年間には、既にこの地にも及んでいた可能性は否定できない。今後の詳細な実測調査が望まれる。

(3) 県内各遺構との建立年代の比較

埼玉県内の国指定・県指定の神社本殿建築、及び「埼玉の近世社寺建築(昭和59年 埼玉県教育委員会発行)」掲載の神社本殿建築85棟の中で、当神社は古

さにおいてはほぼ中間に属している。三間社に限れば、20棟中9番目の古さとなる。これらの三間社には国・県・市町村指定の文化財も多く、正徳5年より新しいものでも7件が文化財の指定を受けている。

注) 掲載写真中、(*1)は「埼玉の近世社寺建築(昭和59年 埼玉県教育委員会発行)」、(*2)は「東京の近世社寺建築(平成元年 東京都教育委員会発行)」掲載の写真を転載したものである。

指 定 番 号	
地 図 番 号	

報 告 年 月 日	平成17年8月31日(調査日)
調 査 者	文化財工学研究所
教育委員会担当者	宮代町教育委員会 河井伸一

■名称・位置等

名 称	ひめみやじんじやほんでん 姫宮神社本殿		員 数
			一 棟
所 在 地	南埼玉郡宮代町姫宮373		
最寄駅・交通機関	東武伊勢崎線姫宮駅下車徒歩10分		
所 有 者	氏 名	(宗) 姫宮神社 代表役員 成田 良夫	
	住 所	南埼玉郡宮代町姫宮373	
管 理 者	氏 名	成田 良夫	
	住 所	南埼玉郡宮代町姫宮28	

■文化財の指定

指 定 年 月 日	
指 定 の 経 緯	

■管理状況

普段は無住であるが、境内に地域の集会所があり、比較的監理は良好と思われる。近所に住む宮司が鍵を預かっている。

■指標の有無

囲 柵	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	透塀。
標 識	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	説明板が兼ねる。
説 明 板	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	
指 定 地 境 界 票	有	無	
案 内 票	有	無	

■防災対応状況

防 災 に つ い て	特に防災設備は施されていない。
耐 震 に つ い て	特に危険な箇所は見られない。

■現状破損状況

背面側では支輪の欠損が目立つ。

■緊急修理の必要性

背面の支輪の補修が必要と思われる。

■その他、文化財指定物件として維持保存管理上問題と思われる事項。

■建造物の概要

建 立 年 代	正徳5(1715)年(基壇銘文)
施工者(大工)等	
後世の改変	大正12(1923)年の関東大震災で被害を受け、大正14年に復興した。

宗派・旧社格等	村社
本尊・祭神	多記理姫命、市杵島姫命、多記津姫命
創立・沿革	桓武天皇の孫の宮目姫が、下総国へ下向の途中、当地にて急死した。後に当地を訪れた慈覚大師がこの話を聞いてその霊を祀ったのが始めと伝えられている。『延喜式』(延長5(927)年)神名帳に載る「宮目神社」は当社のことと言われる。

■構造形式

概 要	三間社流造、銅板葺、南面。
基壇・基礎	加工石基壇の外周に、稲田洗い出し基壇。軒内土間内側の基壇に土台敷き。
軸 部	丸柱。土台、足固貫、頭貫、切目長押、半長押、内法長押、頭貫。
組物・中備	出組。中備蟬股。
軒	二軒繁垂木、木負、茅負、二重裏甲。
妻 飾	虹梁、笈形、大瓶束、三斗組を介して棟木を支承。
縁・高欄	三方切目縁、跳高覧、正面木階七級・擬宝珠高覧。脇障子、浜縁。
向 拝	角柱。土台、虹梁、出三斗、桁、海老虹梁、中備蟬股、獅子鼻、象鼻。
床	拭板敷
天井	棹縁天井
須弥壇・厨子等	棚板
彫 刻 等	向拝：象鼻・獅子鼻、頭貫木鼻・虹梁・拳鼻・実肘木、蟬股。
柱間装置	正面幣軸構・棧唐戸、側面・背面：阿迫羽目
塗 装 ・ 彩 色	外周に弁柄
材 質	ケヤキ、ヒノキ、スギ、

■所見・評価等

虹梁や木鼻の絵様には、18世紀前半の遺構と似通った特徴が見られ、基壇に記された正徳5(1715)年
 が、その建立時期である可能性が高いと思われる。ただし、妻側の虹梁の立浪などの意匠は、この時代
 としては先駆的である。また、正面高欄の擬宝珠は独特の形状である。
 蟬股には十二支の彫刻が施されており(辰と戌を欠く)、その配置は実際の方位にほぼ一致する。
 埼玉県内の国指定・県指定の神社本殿建築、及び「埼玉の近世社寺建築(昭和59年 埼玉県教育委員会
 発行)」掲載の神社本殿建築85棟の中で、当神社は古さにおいてはほぼ中間に属している。三間社に限
 れば、20棟中9番目の古さとなる。
 木割的には、元禄13(1700)年発行の「大工規矩尺集」の記述に合致することが注目される。これに関
 しては更に詳細な調査が必要と思われる。

■修理、報告書の有無

修 理 等	報 告 書 の 有 無
	県指定文化財調査報告書
	近世社寺調査報告書
	修理工事報告書

■備考

--



参道正面



本殿正面(南より)



本殿正側面(南東より)



本殿背側面(北東より)



本殿背側面(北西より)



本殿側面(西より)



向拝(南東より)



向拝軒裏(東より)



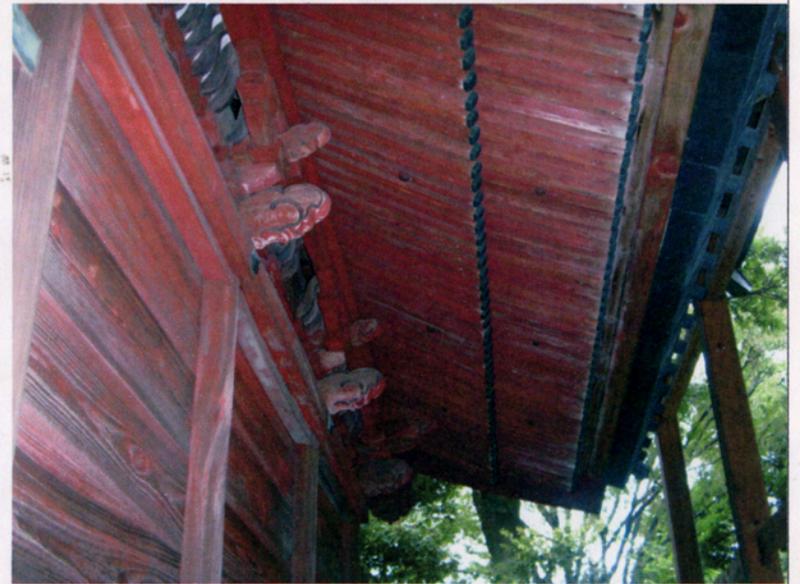
側面縁廻(南東より)



側面見上げ(南東より)



背面足元廻(北東より)



背面軒裏(北東より)



向拝中央間見上げ



向拝虹梁絵様



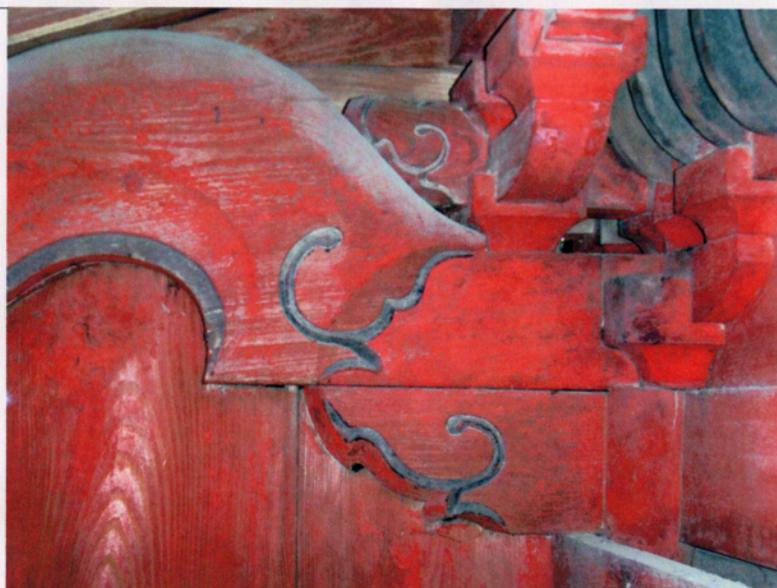
向拝中央間葛股



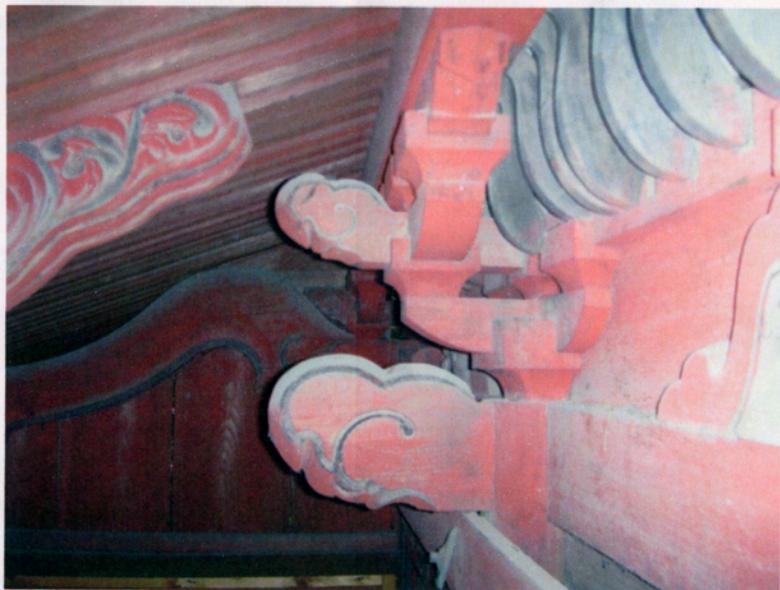
向拝手挟み



海老虹梁向押柱側絵様



海老虹梁身合柱側絵様



頭貫木鼻・拳鼻絵様



向押組物・獅子鼻



側面見上げ詳細



妻虹梁絵様(立浪が先駆的)



大瓶束拳鼻



正面高欄擬宝珠(形状が特徴的)



正面建具(棧唐戸)



釘隠し金物



基壇銘文(正徳5年)



基壇銘文(作者名)